2　差額特別手当の月額は、差額特別手当基礎額から施行日において受ける特定手当額を減じた額に第四条第二項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下この項において同じ。）とする。ただし、現に受ける特定手当額に当該乗じて得た額を加えた額が差額特別手当基礎額を上回るときは、差額特別手当の月額は、その差額に相当する額を当該乗じて得た額から減じた額とする。

**第七条**　差額特別手当を受ける原子力規制委員会職員となった者に対する給与法第十一条の三、第十一条の四、第十一条の六から第十一条の九まで及び第十九条の九、補償法第四条、規則九―一七（俸給の特別調整額）第三条並びに規則九―一〇二第四条の規定の適用については、差額特別手当は、俸給の特別調整額とみなす。この場合において、規則九―一七第三条中「前条」とあるのは「前条及び規則九―一三五（原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当）第六条第二項」と、「同条の規定による額」とあるのは「前条の規定による額に同規則第六条第二項の規定による差額特別手当の月額を加算した額」とする。

（雑則）

**第八条**　この規則に定めるもののほか、原子力安全基盤機構解散法附則第五条の規定による特別の手当に関し必要な事項は、人事院が定める。

**附　則**

この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。

# 告　示

**○内閣府告示第十号**

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から施行する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　独立行政法人原子力安全基盤機構」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

**○内閣府告示第十一号**

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人原子力安全基盤機構原子力ライブラリの項を削る。

**○金融庁告示第十四号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条の二第一項第九号及び第二百十条の十一の三第一項第九号の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年二月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二条第四項中「第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号」を「第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号」に改め、同項第五号中「算入される額」の下に「（規則第八十六条の二第一項第一号及び第五号から第七号までに掲げる額を除く。）」を加え、同条第五項中「第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号」を「第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号」に改める。

**○金融庁・財務省告示第二号**

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十五号）の規定に基づき、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件（平成十一年大蔵省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年二月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

財務大臣　麻生　太郎

第一項第五号中「第五十九号」の下に「。以下「財務諸表等規則」という。」を、「ものをいう」の下に「。同号及び同項第七号において同じ」を加える。

第二項第二号中「（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）」を削り、同項第三号中「又は」を「及び」に改め、同項第六号中「（税効果会計の適用により負債として計算されるものをいう。）」を削り、同項に次の一号を加える。

七　未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（同条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額の合計額に係る繰延税金負債に相当する額

**○復興庁告示第一号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

**○復興庁告示第二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

**○復興庁告示第三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社青森銀行

二　住所　青森県青森市橋本一丁目九番三十号

**○復興庁告示第四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社秋田銀行

二　住所　秋田県秋田市山王三丁目二番一号

**○復興庁告示第五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目二番二十号

**○復興庁告示第六号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社秋田銀行

二　住所　秋田県秋田市山王三丁目二番一号

**○復興庁告示第七号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社岩手銀行

二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

**○復興庁告示第八号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月三十一日付けで認定した復興推進計画（釜石市復興推進計画（認定番号岩手第十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目二番二十号